

令和元年度答申第52号
令和元年12月12日

諮問番号 令和元年度諮問第50号（令和元年11月11日諮問）
審査庁 国土交通大臣
事件名 道路損傷等行為に係る原因者負担金負担命令に関する件

答 申 書

審査請求人Xからの審査請求に関する上記審査庁の諮問に対し、次のとおり答申する。

結 論

本件審査請求は棄却すべきである旨の諮問に係る判断は、妥当である。

理 由

第1 事案の概要

1 本件審査請求の骨子

本件は、審査請求人X（以下「審査請求人」という。）が雇用するP（以下「本件被用者」という。）が交通事故を起こして道路を損傷したとして、A地方整備局長（以下「処分庁」という。）が、審査請求人に対し、道路法（昭和27年法律第180号）58条1項の規定に基づき、道路の復旧工事に要した費用の負担命令（以下「本件負担命令」という。）を行ったところ、審査請求人がこれを不服として審査請求をした事案である。

2 関係する法令の定め

道路法58条1項は、道路管理者は、他の工事又は他の行為により必要を生じた道路に関する工事又は道路の維持の費用については、その必要を生じた限度において、他の工事又は他の行為につき費用を負担する者にその全部又は一部を負担させるものとする旨規定する。

そして、同法22条1項は、上記「他の行為」とは、道路を損傷し、若しくは汚損した行為又は道路の補強、拡幅その他道路の構造の現状を変更する必要を生じさせた行為をいう旨規定する。

3 事案の経緯

各項末尾掲記の資料によれば、本件の経緯は以下のとおりである。

- (1) 本件被用者は、平成30年8月9日、大型貨物自動車を運転して一般国道a号を走行中、B地先道路（以下「本件道路」という。）において交通事故（以下「本件事故」という。）を起こし、車両火災を発生させ、道路を損傷した（以下「本件損傷行為」という。）。

（交通事故証明書、道路損傷確認書）

- (2) A地方整備局C国道事務所D出張所長は、平成30年8月20日付けの「(X担当者様)P様」を名宛人として記載した「道路施設損傷行為に伴う原形復旧について」と題する書面を審査請求人の会社住所に郵送した。

（道路施設損傷行為に伴う原形復旧について）

- (3) 処分庁は、平成30年11月26日、本件道路の舗装復旧等の工事（以下「本件工事」）を完了した。

（道路復旧工事費用負担命令書）

- (4) 処分庁は、審査請求人に対し、平成31年1月17日付け道路復旧工事施行通知書をもって、本件損傷行為については、道路の管理上支障があるので、本件工事を施行する旨及び本件工事に要した費用は、別途道路復旧工事費用負担命令書により審査請求人から徴収する旨通知した。

（道路復旧工事施行通知書）

- (5) 処分庁は、平成31年1月22日付けで、審査請求人に対し、本件工事に要した費用（合計36万3160円）の負担を命ずる本件負担命令を行った。

（道路復旧工事費用負担命令書）

- (6) 審査請求人は、平成31年3月28日、審査庁に対し、本件負担命令を不服として、本件審査請求をした。

（審査請求書）

- (7) 審査庁は、令和元年11月11日、当審査会に対し、本件審査請求を棄却すべきであるとして諮問した。

（諮問書、諮問説明書）

4 審査請求人の主張の要旨

もともと道路が傷み、劣化が激しい箇所であったため、舗装をやり直す必要性があったのか疑問であること、工事内容について事前に連絡がなく、工事後一方的に本件負担命令があったことから、処分庁の行った本件負担命令の取消し又は負担額の軽減を求める。

第2 審査庁の諮問に係る判断の要旨

審査庁の判断は、審理員の意見と同旨であり、おおむね以下のとおりである。

1 本件負担命令の適法性について

(1) 本件負担命令は、本件被用者が起こした本件事故による車両火災により道路を損傷したことに対し、道路法58条1項の規定に基づき、その機能復旧に要した費用の負担を本件被用者の雇用主である審査請求人に課したものであるところ、本件損傷行為の原因者が本件被用者であること及び本件損傷行為が同項の「他の行為」に該当することについては、審査関係人の間で争いはない。

(2) 処分庁は、本件工事は、本件事故による火災の影響範囲について、放置しておけば今後ポットホール等を発生させ、ひいては交通事故を招くおそれがあることから行ったものである旨主張しているところ、審査請求人から当該主張を覆すに足る主張や証拠等の提出はなされていない。一方、本件損傷行為による損傷箇所の路面の状態は、本件損傷行為以前は修繕の必要のない状態であったことが認められ、また、本件事故現場の写真から、当該箇所が本件事故による火災により黒く焦げ付きその影響を受けていることは明らかである。

したがって、本件工事の必要性がなかったものとは認められない。

(3) 本件においては処分庁の作成した「道路施設損傷工事に伴う原形復旧について」と題する文書が、審査請求人の住所あてに配達証明郵便で郵送され受領されていることから、工事内容について事前に連絡がない等とする審査請求人の主張は当たらない。

2 そのため、本件負担命令に違法又は不当な点はなく、本件審査請求には理由がないから、棄却するのが相当である。

第3 当審査会の判断

1 本件諮問に至るまでの一連の手續について

本件の審理員の審理手續については、特段違法又は不当と認められる点はない。

2 本件負担命令の適法性及び妥当性について

(1) 本件工事の必要性について

道路法58条1項は、道路を損傷するなどの行為により必要を生じた道路に関する工事の費用については、その必要を生じた限度において、費用を負担する者にその全部又は一部を負担させる旨規定している。

本件損傷行為は、交通事故を原因とするアスファルト舗装道路上の車両火災によるものであるところ、審査庁が提出した令和元年11月28日付け「資料提出の求めについて（提出）」に添付の資料によれば、道路に使用されるアスファルトはおおむね軟化点が50℃前後、引火点が260℃以上であり、車両火災が発生した場合、アスファルトが変性し、骨材の結合力が低下することによりポットホール（アスファルト舗装表面上の局所的な小穴）が発生すること、本件損傷行為により本件道路のアスファルト舗装表面が黒く焼け焦げ、アスファルト混合物の骨材の剥離が認められたことから、そのまま放置するとアスファルト混合物への水分の浸透や車両の走行による振動により骨材の更なる剥離やポットホールが発生し、重大な事故を引き起こすおそれがあったと認められ、以上に照らすと舗装復旧等を行った本件工事は必要なものであったと認められる。

(2) 審査請求人に対する事前通知について

処分庁及び審査庁は、工事施行前に審査請求人に対して本件工事に関する通知を行ったかのような主張をしており、確かに、「道路施設損傷行為に伴う原形復旧について」と題する書面は審査請求人の会社住所に郵送されているが、同書面の名宛人は本件被用者となっており、明確に審査請求人を名宛人とする通知が行われたのは、工事施行後である。

工事施行前に費用負担者に対する説明を行ったり、費用負担者の承諾を得ることまでは法令上求められてはいないとはいえ、「下記のとおり国が道路の復旧工事を施行するから通知します。」等と記載した道路復旧工事施行通知書を工事施行後に送付して通知するのは適切とはいえ、同通知書は工事施行前に送付すべきであったというべきである。

ただし、この点が本件負担命令の適法性及び妥当性に関する判断を左右するとまではいえない。

3 まとめ

以上によれば、本件負担命令が違法又は不当であるとはいえず、本件審査請求は棄却すべきである旨の諮問に係る判断は、妥当である。

よって、結論記載のとおり答申する。

行政不服審査会 第2部会

委	員	戸	谷	博	子
委	員	伊	藤		浩
委	員	交	告	尚	史